

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人事業当時の勤務期間と退職金の勤続年数

Q：当社は、昨年法人成りました。使用人は個人事業当時のまま引き継ぐとともに、退職給与規定を制定し、個人事業当時の勤務期間を通算して退職金を支給することにしています。

この場合、退職所得の計算をする際の勤続年数はどうなるのでしょうか。

A：一般の使用人と同様の立場で従事した期間については、個人事業当時の勤務期間を含めて勤続年数を計算できます。

【解説】

退職金の税金計算では、勤続年数が重要な意味をもっています。勤続年数が長ければ、それだけ非課税所得が多くなるからです。

ところで、退職所得控除額の計算の基礎とされる勤続年数については、退職給与規定に、他の者の下において勤務した期間又は前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間（前に勤務した期間）を含めた期間により退職手当等を支給をする旨が明らかに定められている場合には、前に勤務した期間を通算して計算できることとされています。

ただし、個人事業主自身の場合には、その事業を営んでいる期間は、他の者の下において勤務していたとは認められませんし、また、その事業主と生計を一にしていた親族である従業員、すなわち事業専従者であった場合の期間も、他の者の下において勤務していたとは認められませんので、勤続年数の通算の対象からは除外されることになります。

